

若者の就職を応援するシンボルマークの使用規程 (佐賀新卒者等就職応援本部シンボルマーク)

(趣旨)

第1条

この規程は、新卒者および若者の就職支援やキャリア形成支援を実施する関係機関が、若者の就職を応援するシンボルマーク（佐賀新卒者等就職応援本部シンボルマーク）（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(使用者の範囲及び使用制限)

第2条

佐賀新卒者等就職応援本部の構成機関は、広くシンボルマークを使用することができる。

また、佐賀新卒者等就職応援本部の構成機関以外の新卒者および若者の就労支援やキャリア形成支援を実施する関係機関は、佐賀新卒者等就職応援本部事務局に使用申請を行い、許可を受けた場合は、シンボルマークを使用することができる。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合を除く。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 特定の個人又は団体による売名に利用しようとする場合
- (4) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用されるおそれがある場合
- (5) 自己のシンボルマークや、商標・意匠として使用するおそれがある場合
- (6) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合。

※ 使用申請書は、佐賀新卒者等就職応援本部の事務局である佐賀労働局のホームページ (<http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) からダウンロード可能。

(使用の中止等)

第3条

シンボルマークの使用に関し、前条各号に該当すると認められるときは、その使用を差し止め、または中止することができる。

(使用料)

第4条

シンボルマークの使用料については、無料とする。

(シンボルマークに関わる権利)

第5条

シンボルマークに関する一切の権利は、佐賀新卒者等就職応援本部に帰属する。

(規程の改定)

第6条

本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第7条

本規程は、平成26年9月29日から施行する。

佐賀新卒者等就職応援本部 事務局（佐賀労働局職業安定部内）
〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前3-3-20 佐賀第二合同庁舎6階
電話番号 0952-32-7216